

第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

7

規定の適用はないものとする。

7

非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつて、当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項、第十三項及び第十四項において「第三国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第四項、第九条の三（所得税法第二百十三条第一項に係る部分に限る。）、第九条の三の二第一項、第九条の六第四項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれららの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第九条の六第四項

、第四十一条の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

9 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（以下この条において「居住者」という。）又は同項第六号に規定する内国法人（人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。）が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつて、当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この条において「特定配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第二百七十五条、第二百八十二条、第二百五十三条、第二百八条、第二百九条の二、第二百十一条若しくは第二百十三条规定第二項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四项、第九条の三、第九条の三の二第一項、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定（以下この条において「居住者等の特定配当等に関する規定」という。）の適用については、当該限度税率（当該限度税率が住民税（道府県民税をいう。以下この項において同じ。）をも含めて規定されている場合には、当該限度税率から地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項又は第七十一条の二十八の規定において第二項又は第七十一条の二十八の規定において当該特定配当等に適用される税率

8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第九条の六第四項及び第四十一条の九第三項の規定の適用はないものとする。

9 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（以下この条において「居住者」という。）又は同項第六号に規定する内国法人（人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。）が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつて、当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この条において「特定配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第二百七十五条、第二百八十二条、第二百五十三条、第二百八条、第二百九条の二、第二百十一条若しくは第二百十三条规定第二項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四项、第九条の三、第九条の三の二第一項若しくは第四十一条の九第二項若しくは第三項の規定（以下この条において「居住者等の特定配当等に関する規定」という。）の適用については、当該限度税率（当該限度税率が住民税（道府県民税をいう。以下この項において同じ。）をも含めて規定されている場合には、当該限度税率から地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項又は第七十一条の二十八の規定において当該特定配当等に適用される税率を控除して得た率（当該率が零を下回る場合に

を控除して得た率（当該率が零を下回る場合には、零。以下この項において「控除後限度税率」という。）とする。）が当該特定配当等に適用される居住者等の特定配当等に関する規定に規定する税率以上である場合を除き、居住者等の特定配当等に関する規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該特定配当等につきそれぞれ適用される限度税率（当該限度税率が住民税をも含めて規定されている場合には、控除後限度税率とする。以下この条において「適用限度税率」という。）によるものとする。

#### 10 省略

11 居住者又は内国法人が支払を受ける特定配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百八十二条、第二百四条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十条及び第二百十二条第三項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第一項及び第三項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

#### 12・13 省略

14 所得税法第一百六十四条第一項第一号から第二号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国团体配当等（当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要第三国团体配当等」という。）に係る利子所得及び配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要第三国团体配当等に係る利子所得又は配当所得については、所得税法第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国团体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要第三国团体配当等に係る配当所得の金額（次項第三号の規定により読み替えた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五）の税率から第七項の限度税率を控除して得た率（当該非居住者が第八項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

#### 10 同上

11 居住者又は内国法人が支払を受ける特定配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百八十二条、第二百四条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十条及び第二百十二条第三項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項並びに第四十一条の九第二項及び第三項の規定の適用はないものとする。

#### 12・13 同上

14 所得税法第一百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国团体配当等（当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要第三国团体配当等」という。）に係る配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要第三国团体配当等に係る配当所得については、所得税法第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国团体配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要第三国团体配当等に係る配当所得の金額（次項第三号の規定により読み替えた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等にあつては、百分の十五）の税率から第七項の限度税率を控除して得た率（当該非居住者が第八項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等にあつては、百分の十五）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

前項後段の規定のある場合には、次に定めるところによる。

### 一 省略

二 所得税法第百六十五条规定により同法第六十九条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額」(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二第十四項(申告不要第三国団体配当等に係る分離課税)に規定する申告不要第三国団体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額(以下「申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額」という。)を除く。)と読み替えるものとする。

三 所得税法第百六十五条の規定により同法第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定に準じて計算する場合には、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額」と読み替えるものとする。

四 所得税法第百六十五条の規定により同法第九十二条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項(申告不要第三国団体配当等に係る分離課税)に規定する申告不要第三国団体配当等に係るもの」と、「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額(租税条約等実施特例法第三条の二第十五項第三号の規定により読み替えられた第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条(雜損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額」という。)の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額」と読み替えるものとする。

### 五 省略

16 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等に該当するものであつて第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの(以下この項において「特定利子」という。)に係る利子所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定利子に係

### 一 同上

二 所得税法第百六十五条规定により同法第六十九条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額」(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二第十四項(申告不要第三国団体配当等に係る分離課税)に規定する申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額(以下「申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額」という。)を除く。)と読み替えるものとする。

三 所得税法第百六十五条の規定により同法第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定に準じて計算する場合には、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額」と読み替えるものとする。

四 所得税法第百六十五条の規定により同法第九十二条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項(申告不要第三国団体配当等に係る分離課税)に規定する申告不要第三国団体配当等に係るもの」と、「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額(租税条約等実施特例法第三条の二第十五項第三号の規定により読み替えられた第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条(雜損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額」という。)の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得の金額に係る所得税額」と読み替えるものとする。

### 五 同上

16 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する利子等に該当するものであつて第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの(以下この項において「特定利子」という。)に係る利子所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定利子に係

に係る利子所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定利子に係る利子所得の金額（以下この項において「特定利子に係る利子所得の金額」という。）に対し、特定利子に係る利子所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。

17  
19 省 略

20 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要特定配当等」という。）に係る利子所得及び配当所得については、同条の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定配当等に係る利子所得又は配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあっては、百分の十五）の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあっては、百分の十五）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

21 前項後段の規定のある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第二十項（申告不要特定配当等に係る分離課税）に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額」という。）」とする。

利子所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定利子に係る利子所得の金額（以下この項において「特定利子に係る利子所得の金額」という。）に対し、特定利子に係る利子所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。

17  
19 同 上

20 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要特定配当等」という。）に係る配当所得については、同条の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定配当等に係る配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等にあっては、百分の十五）の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等にあっては、百分の十五）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

21 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第二十項（申告不要特定配当等に係る分離課税）に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」という。）」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額を除く。）」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「（ものを除く。）」とあるのは、「（ものを除く。）及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十項（申告不要特定配当等に係る分離課税）に規定する申告不要特定配当等に係るもの」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第二十一項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要特定配当等に係る課税配当所得等の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要特定配当等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十項（申告不要特定配当等に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

六 省 略

（相手国等の租税の徴収の共助）

第十一 条 省 略

2  
22  
27

3 所轄国税局長等は、共助対象外国租税の徴収の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において「徴収共助実施決定」という。）をしたときは、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。）を徴収するものとし、共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請に係る共助実

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（申告不要特定配当所得の金額を除く。）」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「（ものを除く。）」とあるのは、「（ものを除く。）及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十項（申告不要特定配当等に係る分離課税）に規定する申告不要特定配当等に係るもの」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第二十一項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要特定配当等に係る課税配当所得等の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要特定配当等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十項（申告不要特定配当等に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

六 同 上

（相手国等の租税の徴収の共助）

第十一 条 同 上

2  
22  
27

3 所轄国税局長等は、共助対象外国租税の徴収の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において「徴収共助実施決定」という。）をしたときは、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税を徴収するものとし、共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において



項 第四十一條第一							
項前段 第四十六條第二	省略	省略					
一時に	省略	省略	省略	省略	省略	納付する	省略
相手国等（租税条約等実施特例法第三号（定義）に規定する相手国等をい、租税条約等実施特例法第十一條第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国に規	相手国等（租税条約等実施特例法第三号（定義）に規定する相手国等をい、租税条約等実施特例法第十一條第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規	省略	省略	省略	省略	同条第六項の規定による金銭又は証券の提供（同条第一項に規定する共助対象外國租税の滞納処分費の納付を含む。以下「任意提供」という。）をする	省略

同上	同上	同上				同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
時に	租税条約等実施特例法第二条第三号（定義）に規定する相手国等（以下「相手国等」という。）に一	同上						

省略	項 第四十六条第六	項 第四十六条第五										
省略	いう。以下同じ	納税	省略									
省略	いう	徵收	省略	あつては、我が国とする。第六項を除き 以下同じ。)に一時に								

同上	項 第四十六条第五										
同上	納税	同上									
同上	徵收	同上									

	項 第五十二条第三				項 第五十二条第二								省略	
	省略	省略	納付させる	完納しない	省略	省略	納付の	納付させる金額	を納付させる	を納付させる	の提供をさせる	に規定する共助対象	の提供(租税条約等実施特例法第十一條第一項(相手国等の租税の徴収の共助)に規定する共助対象	省略
省略	省略	提供をさせる	全額の提供をしない	省略	省略	省略	提供の	提供をさせる金額、	の提供をさせる	の提供をさせる	下この条において同じ。)をさせる	費の納付を含む。以	外国租税の滞納処分	省略
省略	省略	提供をさせる	全額の提供をしない	省略	省略	省略	提供の	提供をさせる金額、	の提供をさせる	の提供をさせる	じ。)をさせる	下この条において同じ。)をさせる	第一項(相手国等の租税の徴収の共助)	省略

	同上					同上								同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	納付の	納付させる	納付させる	納付させる	納付させる	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	提供の	提供させる	提供させる	提供させる	提供させる	同上	同上
同上	同上	提供させる	全額を提供しない	同上	同上	同上	提供の	提供を	提供させる	提供させる	提供させる	提供させる	同上	同上

国税徵収法												項 第五十二条第四
省略		省略		省略								
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	を納付させる
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	を完納せず

同上												項 第五十二条第六	同上	
同上		同上		同上		同上	同上							
同上	納付させる	同上	同上											
同上	提供させる	の全額を提供せず	提供すべき											

省略	省略
「督促状」とあるのは、「納付催告書」	が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）とあるのは「が督促」と、「徴収共助実施決定に」とあるのは「督促に」と、「につき共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）」とあるのは「をその提供催告書」と、「同条第十一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない」とあるのは「全額の提供へ

同上	同上
----	----

同上	同上
が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）とあるのは「が督促」と、「徴収共助実施決定に」とあるのは「督促に」と、「につき共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）」とあるのは「をその提供催告書」と、「同条第十一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない」とあるのは「全額の提供へ	が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）とあるのは「が督促」と、「徴収共助実施決定に」とあるのは「督促に」と、「につき共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）」とあるのは「をその提供催告書」と、「同条第十一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない」とあるのは「全額の提供へ

税法及び地方税法の  
特例等に関する法律

(以下「租税条約等  
実施特例法」という。)

。) 第十一条第一項  
(相手国等の租税の  
徴収の共助)に規定  
する共助対象外国租  
税の滞納処分費の納  
付を含む。)をしな

第五十九条第一項

売却代金の残余  
のうちから

売却代金のうちから  
租税条約等実施特例  
法第十一条第一項へ  
相手国等の租税の徴  
収の共助)に規定す  
る共助対象外国租税  
(第一百一十九条第一

項第三号(配当の原  
則)に掲げる債権に  
該当するものを除く  
。)及びその滞納処  
分費(第十条(直接  
の滞納処分費の優先  
に規定する滞納処  
分費を除く。)に先立つて

第七十九条第一項第一号

納付、充当、更  
正の取消

租税条約等実施特例  
法第十一条第一項  
(相手国等の租税の  
徴収の共助)の規定

同上

同上

同上

納付、充当、更  
正の取消その他  
の理由により差  
押に係る国税の  
徴収の共助)の規定

租税条約等実施特例  
法第十一条第一項

(相手国等の租税の  
徴収の共助)の規定

売却代金のうちから  
租税条約等実施特例  
法第十一条第一項へ  
相手国等の租税の徴  
収の共助)に規定す  
る共助対象外国租税  
(以下「共助対象外  
国租税」という。)  
に先立つて

				項 第八十四条第一 項				
				第八十四条第一 項				
		省略						
第一百三十八条	た 国税が完納され た により共助の終了の 決定がされた	省略	が消滅した	正の取消 納付、充当、更 当、更正の一部 の取消 の取消	法第十一 条第十一項 (相手国等の租税の 徴収の共助)の規定 により共助の終了の 決定がされ、かつ、 納付	租税条約等実施特例 法第十一 条第十一項 (相手国等の租税の 徴収の共助)の規定 により共助の終了の 決定がされ、かつ、 納付	一部の任意提供（租 税条約等実施特例法 第十一 条第六項の規 定による金銭又は証 券の提供をいう。）	全額 滯納処分費の全額 により共助の終了の 決定がされ、かつ、 納付

		同上		同上		同上		
		同上		同上		同上		
	が完納された	同上		正の取消 納付、充当、更 付要求に係る國 の理由により交 税が消滅した	法第十一 条第十一項 (相手国等の租税の 徴収の共助)の規定 により共助の終了の 決定がされた	租税条約等実施特例 法第十一 条第十一項 (相手国等の租税の 徴収の共助)の規定 により共助の終了の 決定がされた	一部の任意提供（租 税条約等実施特例法 第十一 条第六項の規 定による金銭又は証 券の提供をいう。以 下同じ。）	全額が消滅した により共助の終了の 決定がされた
	の全額の任意提供が された	同上						

## 第一百五十二条第一項

が納税

が租税条約等実施特例法第二条第三号へ定義)に規定する相手国等(租税条約等実施特例法第十一條へ定義)に規定する相手国等(租税条約等実施特例法第十一條へ定義)における納税

第一百五十九条第一項	省略	省略			
納稅義務があると認められる者が不正に國稅を免かれ、又は國稅の還付を受けたことの嫌疑に基き、國稅犯則取締法(明治十三年法律第六十七号)の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の規定による押収	省略	省略	省略	省略	省略
対象外國租稅(その滞納処分費を含む。以下「共助」)	同上	同上	同上	同上	同上

租税条約等実施特例法第十一條第一項(以下「保全共助実施決定」)をした場合には、徵收職員は、当該保全共助実施決定に係る共助対象外國租稅(その滞納処分費を含む。以下「共助」)	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

逮捕を受けた場  
合において、そ

う。) の額を限度と  
して、当該保全共助  
に規定する共助対象  
者(以下「共助対象  
者」という。)

者(以下「共助対象  
者」という。)

の処分に係る国  
税の納付すべき  
額の確定(申告  
、更正又は決定  
による確定をい  
い、国税通則法  
第二条第二号(定義)  
に規定す  
る源泉徴収によ  
る国税について  
の納税の告知を  
含む。以下この  
条において同じ  
。)後において  
は当該国税の徵  
收を確保するこ  
とができないと  
認められるとき  
は、税務署長は  
、当該国税の納  
付すべき額の確  
定前に、その確  
定をすると見込  
まれる国税の金  
額のうちその徵  
收を確保するた  
めあらかじめ滞  
納処分を執行す  
ることを要する  
と認める金額(以  
下この条にお

5 共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされている財産につき強制執行等（強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売をいう。以下この項において同じ。）がされた場合、国税（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）の滞納処分（その例による処分を含む。以下この項において同じ。）による差押えがされた場合若しくは国税の滞納処分による差押え及び共助対象外国租税の交付要求がされた場合において、国税徴収法第百二十九条（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同条第一項に規定する換価代金等を配当するときにおける同条並びに滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号。以下この項及び第十四項において「調整法」という。）第六条（調整法第十一項第一項、第十二条の二、第十七条（調整法第十九条及び第二十条において準用する場合を含む。）、第二十条の八第一項（調整法第二十条の十において準用する場合を含む

省略							
省略							
省略							

5 共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされている財産につき強制執行等（強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売をいう。以下この項において同じ。）がされた場合、国税（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）による差押えがされている財産につき共助対象外国租税の交付要求及び強制執行等がされた場合又は仮差押えの執行がされている財産につき共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされた場合若しくは国税の滞納処分による差押え及び共助対象外国租税の交付要求がされた場合において、国税徴収法第百二十九条（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同条第一項に規定する換価代金等を配当するときにおける同条並びに滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号。以下この項及び第十四項において「調整法」という。）第六条（調整法第十一項第一項、第十二条の二、第十七条（調整法第十九条及び第二十条において準用する場合を含む。）、第二十条の八第一項（調整法第二十条の十において準用する場合を含む

同上							
同上							
同上							

含む。）、第二十条の八第一項（調整法第二十条の十において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）、第十九条第三項（調整法第二十八条において準用する場合を含む。）、第十八条（調整法第十九条、第二十条の九第一項、第三十四条第一項（調整法第三十五条において準用する場合を含む。）及び第三十六条の十二第一項において準用する場合を含む。）及び第三十六条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条の七（調整法第二十条の九第二項、第二十条の十及び第三十六条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、国税徴収法第一百二十九条第一項中「その他の債権」とあるのは「その他の債権（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税（第三号に掲げる債権に該当するものを除く。）及びその滞納処分費（第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する滞納処分費を除く。）を除く。）と、調整法第六条第一項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第一百二十九条第一項の規定により配当して滞納者又は租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）に交付すべき」と、同条第二項中「みなす」とあるのは「みなす、その交付の時に租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象者（以下「共助対象外国租税」という。）に交付すべき」と、同条第三項中「みなす」とあるのは「みなす、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」とする。

）及び第二十八条において準用する場合を含む。）、第十九条第三項（調整法第二十八条において準用する場合を含む。）及び第三十六条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第十八条（調整法第十九条、第二十条の九第一項、第三十四条第一項（調整法第三十五条において準用する場合を含む。）及び第三十六条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条の七（調整法第二十条の九第二項、第二十条の十及び第三十六条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、国税徴収法第一百二十九条第一項中「その他の債権」とあるのは「その他の債権（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税（第三号に掲げる債権に該当するものを除く。）を除く。）と、調整法第六条第一項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第一百二十九条第一項の規定により配当して滞納者又は租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）に交付すべき」と、同条第二項中「みなす」とあるのは「みなす、その交付の時に租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象者（以下「共助対象外国租税」という。）に交付すべき」と、同条第三項中「みなす」とあるのは「みなす、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」とする。

付要求があつたものとみなす」と、調整法第十八条第二項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第一百二十九条第一項の規定により配当して滞納者又は共助対象者に交付すべき」と、同条第三項及び調整法第二十条の七第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」とする。

## 6 省略

7 所轄国税局長等は、第三項の規定により徴収した共助対象外国租税の額に相当する金銭、前項の規定により受領した金銭又は同項の規定により受領した証券を取り立てた金銭を、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の相手国等に譲与す

## 6 同上

所轄国税局長等は、第三項の規定により徴収した共助対象外国租税の額に相当する金銭、前項の規定により受領した金銭又は同項の規定により受領した証券を取り立てた金銭を、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の相手国等に譲与す

る。この場合において、所轄国税局長等は、これらの金銭の譲与を国税庁長官が指定した国税局長に嘱託することができる。

8月14省略

(国税の徵収の共助)

第十一條の二 省略

2 省略

3 前項の場合において、共助対象国税のうちに国税（その滞納処分費を含み、國税通則法第二条第四号に規定する附帯税を除く。以下この項において同じ。）及び利子税又は延滞税が含まれているときは、前項の規定により徵収したものとみなされた金額が当該国税の額に達するまでは、そのみなされた金額は、まず当該国税として徵収されたものとみなす。

4 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徵収の共助を要請した共助対象国税につき当該相手国等から金銭又は証券の譲与を受ける場合には、國税通則法第四十三条及び第四十四条の規定により徵収の権限を有する国税局長、税務署長又は税關長（次項において「所轄国税局長等」という。）は、当該金銭の受領又は当該証券の受領及び取立てを国税庁長官が指定した国税局長（次項において「指定国税局長」という。）に嘱託することができる。

5 所轄国税局長等は、我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徵収の共助を要請した共助対象国税につき当該相手国等から受領した金銭又は当該相手国等から受領した証券を取り立てた金銭（当該所轄国税局長等から前項の規定による嘱託を受けた指定国税局長が受領した金銭又は受領した証券を取り立てた金銭を含む。）を、当該共助対象国税につき第二項の規定により徵収したものとみなされた金額を限度として、当該共助対象国税に充てる。

6 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税（消費税に係るものに限る。以下この項において同じ。）の徵収の共助を要請した場合において、当該相手国等が当該共助対象国税の全部又は一部を徵収したものとみなされた金額を限度として、当該共助対象国税に充てる。

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

る。

8月14同上

(国税の徵収の共助)

第十一條の二 同上

2 同上

3 前項の場合において、共助対象国税のうちに国税（附帯税を除く。以下この項において同じ。）及び利子税又は延滞税が含まれているときは、前項の規定により徵収したものとみなされた金額が当該国税の額に達するまでは、そのみなされた金額は、まず当該国税として徵収されたものとみなす。

4 同上

5 同上

				二項
				第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された
省略	省略	第七十二条の百四第一項	当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額を還付するものとする	

				二項
		第七十二条の百四第一項	相当する額	
同上	同上		相当する額（租税条約等の相手国等が共助対象国税として徴収した消費税に係る還付金に相当する額を控除した金額）	額

附則第九条の六第二項	附則第九条の四又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された	未納に係る
附則第九条の九第三項	省略	

前項に定めるもののほか、同項の規定の適用がある場合における地方消費税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第九条の六第二項	譲渡割及び消費税の額	譲渡割の額及び消費税の額(租税条約等の相手国等が共助対象国税として徴収した額を控除した金額)
同上	同上	
同上	同上	